

○森林整備計画の主な変更事項

1 路網整備等推進区域の設定

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第7 作業路網そのた森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
(2) 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
路網整備等推進区域の追加（林道「奥山六車線」）

2 鳥獣害防止森林区域の設定

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

3 森林法施行規則第33条第1号1ロに規定する区域の設定（一体的整備を相当とする区域）

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項